

報 告 第 1 6 号

資金不足比率の報告の件

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和7年度資金不足比率について、別添の監査委員の意見を付けて、次のとおり報告する。

令和 8 年 9 月 7 日 報告

敦賀市長 米 澤 光 治

令和 7 年度資金不足比率

(単位 %)

特別会計の名称	資金不足比率
港湾施設事業特別会計	—
市立敦賀病院事業会計	—
水道事業会計	—
下水道事業会計	—

備考 「—」は資金不足額がないことを意味する。